

厚生労働省発能第0913001号

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成18年9月13日

厚生労働大臣 川崎 二郎

職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 青少年の範囲

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十四条の厚生労働省令で定める者は、十五歳以上三十五歳未満である者（十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。）とするものとする。

第二 実習併用職業訓練の実施計画の認定

一 実施計画の認定の申請

- (一) 法第二十六条の三第一項の実施計画の認定を申請しようとする事業主は、実施計画認定申請書に実習併用職業訓練の実施計画（以下「実施計画」という。）その他必要な書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

- (二) (一)の申請は、独立行政法人雇用・能力開発機構を経由して行うことができるものとする。

二 実施計画の記載事項

法第二十六条の三第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとするものとする。

(一) 実習併用職業訓練並びにこれを行う上で必要となる実習及び講習の総時間数（以下「総時間数」という。）

(二) 総時間数のうち、業務の遂行の過程内において行われる職業訓練及びこれを行う上で必要となる実習（以下「実習等」という。）の時間数並びに法第十条の二第二項各号に掲げる職業訓練又は教育訓練及びこれを行う上で必要となる実習及び講習の時間数

三 青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な実習併用職業訓練に関する基準
法第二十六条の三第三項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとするものとする。

(一) 実習併用職業訓練の実施期間が六月以上二年以下であること。

(二) 法第二十六条の三第二項第三号の職業能力の評価の方法が実習併用職業訓練により習得された技能及びこれに関する知識を客観的かつ公正に行うに足りるものであること。

(三) 総時間数を一年間当たりの時間数に換算した時間数が八百五十時間以上であること。

(四) 実習等の時間数の総時間数に占める割合が二割以上八割以下であること。

四 実施計画の変更に係る認定の申請等

(一) 法第二十六条の四第一項の規定に基づき実施計画の変更の認定を申請しようとする事業主は、実施

計画変更認定申請書を厚生労働大臣に提出するものとする。

(二) 法第二十六条の三第三項の認定を受けた事業主は、実施計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、実施計画変更届出書を厚生労働大臣に届け出るものとする。

(三) (一)の申請及び(二)の届出は、一(二)に準じて行うものとする。

第三 労働者の募集の広告等

一 法第二十六条の五第一項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとするものとする。

(一) 労働者の募集の広告又は文書

(二) 事業主の広告

(三) 事業主の営業所、事務所その他事業場

(四) インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報

二 法第二十六条の五第一項の規定による表示は、「認定実践型人材養成システム」の文字とするものと

すること。

第四 承認中小事業主団体の申請手続等

法第二十六条の六第一項に基づく訓練担当者の委託募集について、それを行うことのできる承認中小事業主団体の範囲、承認中小事業主団体に係る申請手続等について規定するものとする。

第五 その他

- 一 この省令は、平成十八年十月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要となる経過措置を定めるものとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。